

平成 24 年 2 月 21 日

復興庁支援機構班 御中

一般社団法人全国銀行協会

「株式会社東日本大震災事業者再生支援機構支援基準案の概要」
に対する意見について

平成 24 年 2 月 17 日付で意見募集のあった標記の件に対する意見を別紙のと
おり提出いたしますので、何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

以 上

平成 24 年 2 月

「株式会社東日本大震災事業者再生支援機構支援基準案の概要」に対する意見

項番	該当箇所	意見・確認事項	理由等
1	II 基準案の内容 I. 支援決定基準 3. (2)	<p>➤ 申込事業者の基準として以下 3 条件が記載されているが、各条件の根拠をご教示願いたい。</p> <p>① 支援決定が行われると見込まれる日から 15 年以内に有利子負債のキャッシュフローに対する比率が 15 倍以内となること。ただし、個別の業種特性等に配慮するものとする。</p> <p>② 支援決定後おおそ 5 年以内を目途に営業損益が黒字となること。ただし、黒字化の目途は個別の業種特性等を配慮するものとする。</p> <p>③ 支援決定が行われると見込まれる日から 15 年以内に債務超過が解消されること。</p>	<p>➤ 「私的整理に関するガイドライン」では、再生期間として「原則 3 年以内を目処に債務超過解消又は黒字転換」となっているが、15 年以内というのは極めて長期間であり、被災企業の 15 年後の数字を予想することは、実務上も難しいと思われるため。</p>
2	II 基準案の内容 I. 支援決定基準 3. (4)	<p>➤ 当該箇所の記載は、いわゆるメインバンク等の金融機関に対して、支援決定から最長 15 年間、いずれの時点においても申込事業者の資金調達(リファイナンス)をコミットさせる内容ではないことを確認したい。</p>	<p>➤ 銀行としては、15 年もの長期の間、融資についてコミットすることは困難であるため。</p>
3	II 基準案の内容 I. 支援決定基準 3. (4)	<p>➤ 当該箇所の「蓋然性があると見込まれること」と判断するのは、「機構が支援決定時点において」でよいかどうかを確認したい。</p>	<p>➤ 蓋然性について判断する主体および時点について、明確化のため。</p>

以 上